

愛知県国家戦略特別区域農業保証（通称：愛知県アグリ特区保証）
融資制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づき指定された本県において、商工業とともに農業を営む中小企業者等が必要とする事業資金の融通を促進し、もって県内農商工業の発展と本県の産業振興を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定するものをいう。

（2）取扱金融機関

愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）と約定を締結している金融機関をいう。

（資金使途）

第3条 この融資制度の資金使途は、国家戦略特別区域法第8条の区域計画で規定された「農業への信用保証制度の適用 関連事業」に定められた愛知県内の市町村（以下「区域計画内」という。）において営む農業の実施に必要な次に掲げる資金（以下「アグリ特区資金」という。）とする。ただし、商工業及び区域計画内以外の農業の実施に必要な事業資金と混在する資金を含む。

なお、本制度に係る既往借入金を信用保証付融資により借り換える場合は、本制度によってのみ行うことができる。

（1）運転資金

（2）設備資金

（融資対象者）

第4条 この融資制度を利用することができる者は、次の各項すべてを満たすものとする。

- 1 商工業とともに区域計画内において農業を営む中小企業者、農事組合法人又は個人。
- 2 協会の信用保証対象資格がある者。

(暴力団等の排除)

第5条 愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）第2条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団等に該当する者は、この制度を利用することができない。

(融資条件)

第6条 この制度の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 融資限度額

3億5,000万円

(2) 融資期間

ア 運転資金

10年以内（うち据置1年以内）

イ 設備資金

15年以内（うち据置1年以内）

(3) 融資利率

金融機関所定利率とする。

(4) 貸付方法

証書貸付、手形貸付、手形割引又は電子記録債権割引とする。ただし、根保証等極度設定のある貸付形式を除く。

(5) 返済方法

一括返済又は分割返済

(6) 信用保証

協会の信用保証付とする。

ただし、保証の割合は融資金額の80%とする。

(7) 信用保証料率

借入金額に対し0.8%とする。

なお、担保の提供がある場合は、0.1%を割引くものとする。

(8) 担保

必要に応じて徴求するものとする。

(9) 保証人

原則として法人代表者以外の保証人は徴求しないものとする。

(融資の申請)

第7条 融資を受けようとする者は、商工業とともに営む農業の実施に関する事業計画書（様式1）、第4条第1項に示す融資対象資格を満たすことが確認できる書類、取扱金融機関及び協会所定の申込書類の他、必要書類を取扱金融機関に提出しなければならない。

(審査決定等)

第8条 前条の規定による申請を受け付けた取扱金融機関は、申込みの内容について実態を調査し、適切と認められる場合は、速やかに関係書類を協会へ送付する。

2 協会は、前項の送付を受けたときは、直ちに保証承諾の可否を審査のうえ、保証を可とするものについては取扱金融機関に信用保証書を発行するものとする。

3 取扱金融機関は、信用保証書を受領後、申請者に通知し、速やかに融資を実行するものとする。

(損失補償)

第9条 本制度により融資を受けた者が借入金の返済が不能となったことにより、協会が代位弁済を行ったときは、当該代位弁済額の一部を県が損失補償するものとする。

(指示、調査及び報告)

第10条 県は、この制度の適正な運用を図るため必要があるときは、協会及び取扱金融機関並びにアグリ特区資金の融資を受けた者に対して、借入状況、使用状況、その他必要な事項について指示・調査を行い、又は報告を徴することができる。

(関係機関の協力)

第11条 融資制度の関係機関は、相互に連絡協調のうえ、融資制度の円滑な実施に努めるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、アグリ特区資金の取り扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成28年3月25日付け27農経第1468号農林水産部長通知)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月7日付け31農経第221号農業水産局長通知)

この要綱は、令和元年5月7日から適用する。

(様式1)

愛知県国家戦略特別区域農業保証制度 事業計画書

年 月 日

[申込人]

住所又は
法人所在地
会社名
氏名又は
代表者名

1. 事業内容

(農業)	既存事業	・	新規事業	※いずれかを選択	
(商工業)	既存事業	・	新規事業	※いずれかを選択	
事業地の住所 (開始予定地の住所)	(農業)	※1			
	(商工業)				
① 農業の事業内容					
農業開始 (予定) 年月	経営耕地面積 ※2		(a / ha)	農業に従事 する者の人数	名
直近決算(申告) における 農業部門の売上構成 ※3	作物・種類	作付面積 (a/ha) 飼育頭羽数 (頭羽)	生産量 (t) 出荷頭羽数 (頭羽)	年間売上高(千円)	
② 商工業の事業内容					
商工業開始 (予定) 年月	商工業に従事 する者の人数		名		
直近決算(申告) における 商工業部門の売上構成 ※3	取扱品目・サービス	主な販売、受注先	主な仕入、外注先	年間売上高(千円)	

※1 この住所が愛知県国家戦略特別区域の区域計画内になれば、本保証制度の対象になりません。

※2 経営耕地とは、農業者が農作物の栽培を目的として所有又は借入している耕地のことをいいます。畜産農業を営んでいる方は、施設全体の面積を記入してください。農業サービス業・園芸サービス業は除きます。

※3 開始予定の場合は計画値を記入してください。

2. 資金使途※

区域計画内の事業資金	内 訳	金 額 (千円)	構成比
農 業			
商工業			
区域計画内の事業資金 合計 (①)			
区域計画外の事業資金	内 訳	金 額 (千円)	構成比
農 業			
商工業			
区域計画外の事業資金 合計 (②)			
総合計 (①+②)			

※商工業とともに営む農業の実施に必要な資金であることが必要です。

※資金使途には愛知県国家戦略特別区域の区域計画内で営む農業に係る資金が含まれていなければなりません。

※区域計画内・外及び農業・商工業に係る資金が混在したもので区別できない場合には、当該資金を区域計画内・外の農業・商工業毎の売上高、販売数量等の指標によって按分する方法等により、それぞれの必要資金を算出の上、記入してください。

3. 資金調達計画

調達方法 (借入の場合は借入先)	資金種別 (運転・設備)	金額 (千円)	調達時期	備考 (担保設定等)
合 計				

4. 収支計画

(単位：千円)

	／ ～ ／ (直近決算 (申告) 実績)			／ ～ ／ (翌期予想)		
	全体	商工業部門	農業部門	全体	商工業部門	農業部門
売上高						
売上原価						
売上総利益						
販管費						
営業利益						
営業外収入		/			/	
営業外支出						
(うち支払利息割引料)	()			()		
経常利益						
税引前当期利益						
法人税等						
税引後当期利益						

5. 備考

6. 添付資料 (要綱第4条第1項に示す融資対象資格を満たすことが確認できる書類)

- ・「商工業を営むこと」を確認できる書類事例
 商業登記簿謄本 (登記事項証明書) (法人の場合：目的欄に商工業および農業を営む旨の記載があることが必要)、税務署に提出する開業届 (個人の場合)、事業用建物の建築確認書、建築請負契約書、売買契約書または賃貸借契約書、発注書等
- ・「特区の区域計画内で農業を営むこと」を確認できる書類事例
 特区の区域計画内の農地の不動産謄本 (登記事項証明書)、特区の区域計画内の農地の賃貸借契約書、農業所得の確定申告書等